

高校生修学支援基金事業実施要領
(被災私立高等学校等教育環境整備支援臨時特例交付金)

平成23年11月21日	文部科学大臣裁定
平成27年3月31日	一部改正
平成27年5月26日	一部改正
平成28年3月30日	一部改正
平成29年3月21日	一部改正
平成30年3月30日	一部改正
平成31年3月28日	一部改正

第1 通則

高校生修学支援基金のうち、被災私立高等学校等教育環境整備支援臨時特例交付金(以下「教育環境整備支援交付金」という。)により、東日本大震災により甚大な被害を受けた岩手県、宮城県及び福島県(以下「交付対象県」という。)に造成された基金(以下「基金」という。)の管理、運用、取崩し等に係る事業(以下「基金事業」という。)及び基金を活用して行われる事業(以下「教育環境整備支援事業」という。)については、この要領に定めるところによるものとする。

第2 基金事業

1 基金の造成

基金は、別に定める「平成23年度被災私立高等学校等教育環境整備支援臨時特例交付金交付要綱」(平成23年11月21日文部科学大臣裁定。以下「教育環境整備支援交付要綱」という。)に基づき、国からの交付金を受けて交付対象県に造成するものとする。

2 基金の設置方法

基金は、次の事項を条例等において規定するものとする。

- (1) 基金の設置目的
- (2) 基金の額
- (3) 基金の管理
- (4) 運用益の処理
- (5) 基金の処分

3 基本的事項の公表

基金を造成する事業が完了した場合、速やかに、基金事業に係る運営及び管理に関する基本的事項として、次の事項をインターネットを活用して公表しなければならない。

- ① 基金の名称
- ② 基金の額
- ③ 上記②のうち国費相当額
- ④ 基金事業の概要
- ⑤ 基金事業を終了する時期
- ⑥ 基金事業の目標

4 基金の運用方法

基金の運用については、次の方法によるものとする。

- (1) 国債、地方債その他確実かつ有利な有価証券の取得
- (2) 金融機関への預金
- (3) 信託業務を営む銀行又は信託銀行への金銭信託(ただし、元本保証のあるものに限る。)

5 基金の運用益

基金の運用によって生じた運用益等は、当該基金に繰り入れるものとする。

6 基金の取崩しの制限

基金（4により繰り入れられた運用益を含む。以下同じ。）は、第3に掲げる教育環境整備支援事業を実施する場合を除き、これを取り崩してはならないものとする。

7 基金事業の中止

交付対象県は、基金事業又は教育環境整備支援事業を中止し、又は廃止する場合には、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

8 基金事業の終了

- (1) 基金事業及び教育環境整備支援事業は、平成32年度末までとし、その時点で基金を解散することとする。ただし、平成32年度末までに実施した教育環境整備支援事業に係る精算については、平成33年6月末まで延長することができるものとし、この場合、教育環境整備支援事業の清算手続きが全て完了したうえで基金の解散を行うものとする。
- (2) 基金を解散する場合には、解散する時までの基金の保有額、基金事業に係る保管の状況等必要な事項を文部科学大臣に別紙様式1により報告し、その指示を受け、解散する時に有する基金の残余額を国庫に納付しなければならない。
- (3) 文部科学大臣は、教育環境整備支援交付要綱5(9)により、取崩し見込みのない基金の余剰額が明らかに見込まれる場合には、別に定めるところにより、交付対象県に対し、年度途中であっても国庫に納付させることができる。

9 基金事業実施状況報告

交付対象県は、毎年度基金事業に係る決算終了後速やかに、別紙様式1により事業実施状況報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。

第3 教育環境整備支援事業

1 教育環境整備支援事業の対象

教育環境整備支援事業は、次に掲げる事業とする。

(1) 被災私立学校復興支援事業

交付対象県が、東日本大震災に起因する事情により幼児児童生徒数が減少した私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校（学校教育法等の一部を改正する法律（平成27年法律第46号）の施行に伴い、小学校又は中学校から義務教育学校となったものに限る。）、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園（子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行したものに限る。）（以下「私立学校」という。）の安定的・継続的な教育環境の保障を図る取組に対して支援する事業。事業の内容は別紙1のとおり。

(2) 被災私立専修学校等復興支援事業

交付対象県が、東日本大震災に起因する事情により学校法人及び準学校法人が設置する私立の専修学校及び各種学校（各種学校については修業年限2年以上。）（以下「私立専修学校等」という。）が行う安定的・継続的な教育環境の保障を図る取組及び地域の安全・安心を確保するための取組に対して支援する事業。事業の内容は別紙2のとおり。

2 基金からの取崩し額の算定方法

教育環境整備支援事業の実施に必要な経費として、基金を取り崩すことができる額（以下「取崩し額」という。）は、別紙1及び別紙2により算出された額の範囲内の額とする。

3 教育環境整備支援事業の実績報告

(1) 交付対象県は、教育環境整備支援事業が終了したとき又は平成32年度末を経過したときは、その日（ただし、当該事業費の支出を出納整理期間に行うものである場合には、出納整理期間末日。）から1か月以内に別紙様式1により、文部科学大臣に実績報告しなければならないものとする。

(2) 文部科学大臣は、前項の実績報告を受けた場合には、その書類の内容を審査し、必要があるときは、交付対象県に対して報告を求め、又は文部科学省職員に事業場

に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させ、その報告に係る教育環境整備支援事業が適正に行われたかどうかを調査することができるものとする。

(3) 文部科学大臣は、前項の調査により、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同法施行令（昭和30年政令第255号）、教育環境整備支援事業交付要綱又はこの要領の内容に適合しない事実が明らかになつた場合には、交付対象県に対して適合させるための措置をとるべきことを命ぜることができるものとする。

別紙 1

被災私立学校復興支援事業

1 事業の目的

東日本大震災に起因する事情により、幼児児童生徒数が減少した私立学校の教育環境の保障を図る取組に対する補助事業を行った交付対象県の負担を国費で支援することにより、安定的・継続的な教育環境の確保に資することを目的とする。

2 事業内容

(1) 対象事業

東日本大震災に起因する事情により、私立学校の幼児児童生徒数が減少したことによる授業料等納付金の減収額を対象に交付対象県が補助を行う事業。

(2) 対象となる私立学校

東日本大震災に起因する事情により、平成22年度に比して授業料等納付金収入額が1割を超えて減少となった交付対象県に所在する私立学校であって、5の教育復興計画書が適正と認められるもの。ただし、休園・休校中であって、運営の再開に向けた活動を行っていない私立学校を除く。

3 対象経費

対象経費となる授業料等納付金は以下のとおりとする。

- ・保育料、授業料
- ・入学（園）料
- ・施設整備費等（実質的に保育料、授業料と同等と見なすことができる納付金）
- ・入学（園）検定料

4. 取崩し額の算定方法

(1) 取崩し額は、以下により算定された額を千円未満切捨てた合計額の範囲内とする。

各学校（園）毎の各対象経費毎に $(A \times 0.9 - B) \times \alpha$

A : 平成22年度の各対象経費の収入額

B : 当該年度の各対象経費の収入額

α : 補助率 ※平成30年度以降の補助率については下表のとおり

年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
補助率	0.6	0.5	0.5

(2) ただし、(1)で算定した取崩し額については、以下を上限とする。

各学校の所在する市区町村等における各学校種毎の幼児児童生徒数の平成22年度から当該年度の減少率を用いて以下により算定された額の合計額

各学校（園）毎の各対象経費毎に $C \times (1 - \beta) \times D$

β : 所在市区町村等の当該年度在学者数等／所在市区町村等の平成22年度在学者数等

$(1 - \beta)$: 所在市区町村等生徒等数の減少率

C : 当該学校の平成22年度在学者数等

D : 当該年度の授業料等

- ・なお、平成29年3月末に避難指示区域に設定されていた地域に所在する学校（園）については、当該上限額は設定しないこととする。また、平成30年度については、激変緩和措置として、当該上限額の設定による影響額が2割を超える場合は、当該上限額を設定しなかった場合の金額の8割を取り崩すことができるとしている。

※上記の方法に拘りがたいと交付対象県が認める場合は、別途協議するものとする。

5 教育復興計画書

本事業の実施に当たり、私立学校の設置者は別紙様式2による教育復興計画書を毎年度所轄する県に提出すること。なお、提出に当たっては、復興計画期間及び幼児児童生徒の確保方策を定めるとともに、実績を反映すること。

教育復興計画書の提出を受けた県においては、当該計画書の内容を精査し、その適正性について判断すること。

また、国及び交付対象県は、当該計画書に沿った取組が行われているか等について、必要に応じて調査を行うことができる。

別紙2

被災私立専修学校等復興支援事業

1 事業の目的

東日本大震災に起因する事情により、私立専修学校等が行う安定的・継続的な教育環境の保障を図る取組及び地域の安全・安心を確保するための取組を対象に補助事業を行った交付対象県の負担を国費で支援することにより、私立専修学校等及び交付対象県の復興に資することを目的とする。

2 事業内容

(1) 対象事業

- ① 安定的・継続的な教育環境の保障を図る取組
 - ア 安心・安全な教育環境の整備に向けた取組
 - 放射線量の測定・公表、建物・道路・芝生等の洗浄、生徒及び教職員の健康相談・管理体制の充実 等
 - イ 生徒が安心して学べる環境の整備に向けた取組
 - 生徒募集、進路・就職指導、入学・進学・就職に関する説明会・相談会の開催、関連情報の発信機能強化などきめ細かな支援 等
 - ウ 教育活動の継続に向けた取組
 - 実習・インターンシップ等の継続実施に必要な支援 等
 - エ 学校の教育活動を通じた周辺地域の復興への貢献等を図るための取組
 - 専修学校・各種学校で修得した知識・技術等を活用した教職員・生徒による復興支援活動（複数校との連携による実施も可。）

なお、上記エの取組に当たっては周辺地域の復興支援への貢献等を図るための取組に当たっては、授業の目的と密接な関わりを有する復興支援計画の企画・立案に努め、教育上の効果が期待できるものとなるよう配慮し、当該復興支援活動が授業科目の履修とみなす学修となるよう努めること。

（参考）「東日本大震災に伴う専修学校・各種学校生徒のボランティア活動について」
平成23年4月5日付け生涯学習推進課長通知

② 地域の安全・安心を確保するための取組

- ・放射線の知識・測定の実務・装置の操作・データ分析の能力等を習得する教育講座等の提供（当該校及び県内他校の生徒・教職員、地元住民、自治体職員等を対象）
- ・放射線計測関係機器の導入による地元の市町村、住民、企業等からの依頼に対し、土壤・水質等の検査及び情報提供
- ・自治体・医療機関・放射線研究機関等との連携等に必要な放射線機器の共同利用（医療・放射線関係の教育活動を行う学校を対象）

(2) 対象となる私立専修学校等

交付対象県に所在する学校法人及び準学校法人が設置する専修学校、各種学校（修業年限2年以上）、並びに私立専修学校等の教育の振興若しくは職業分野の人材養成を目的とする法人（営利を目的とする法人を除く。以下「団体」という。）であって、東日本大震災に起因する事情により安定的・継続的な教育環境の保障を図る取組及び地域の安全・安心を確保するための取組に対して支援する事業を行うもの

3 取崩し額の算定方法

取崩し額は、次により算定された額の合計額に補助率（0.6）を乗じた範囲内の額とする。

なお、算定過程では1円未満四捨五入とするが、取崩し額の合計は千円未満切捨てとする。

私立専修学校等の設置者又は団体が2(1)に掲げる事業を実施するために要した費用の合計額。

ただし、2(1)ア（放射線量の測定・公表、建物・道路・芝生等の洗浄、生徒及び教職員の健康相談・管理体制の充実に係る取組に限る。）、エ及び②に掲げる取組については、平成31年度は補助率（0.8）を適用する。

また、交付対象県以外から復興支援活動に参加・協力する教職員・生徒に係る旅費については、所要経費の1/2を上限とする。

4 教育復興計画書

本事業の実施に当たり、私立専修学校等の設置者は別紙様式3による教育復興計画書を毎年度所轄する県に提出すること。

なお、提出に当たっては、復興計画期間、生徒の確保方策を定めるとともに、当該方策は過年度の実績を反映させた内容とすること。

教育復興計画書の提出を受けた県においては、当該計画書の内容を精査し、その適正性について判断すること。

また、国及び交付対象県は、当該計画書に沿った取組が行われているか等について、必要に応じて調査を行うことができるものとする。